平成 25 年２月 19 日

各　位

上場会社名　株 式 会 社 ア マ ガ サ
（ＪＡＳＤＡＱ・コード３０７０）
本社所在地　東京都台東区浅草六丁目 36 番２号
代　表　者　代表取締役社長　天笠　竜蔵
問 合 せ 先　経営企画室長　西山　泰敬
電 話 番 号　(03) 3871-0111（代表）
（URL http://www.amagasa-co.com/）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年４月 25 日開催予定の第 23 期定時株主総会において単元未満株式の権利に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①株式分割及び単元株制度の採用に伴い、100 株未満の株式は単元未満株式となるため、単元未満株主の権利を定めるため、第８条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。

②条文の新設に伴い現行定款第 8 条以下の条数を一条繰り下げ、効力発生日を明確にするため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更案
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第８条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することが出来ない。 1. 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条 ～　（条文省略） 第 31 条	第９条 ～　（現行どおり） 第 32 条
（新設）	（附則） ① 第８条の新設の効力発生日は平成 25 年４月 26 日とする。 ② 本附則は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。

以　上